

収集運搬基準（政令第6条第1項、第6条の5第1項）

1. 収集、運搬は次のように行うこと。

- ・産業廃棄物が飛散し、流出しないようにすること。
- ・悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障がないよう必要な措置を講じること。
- ・収集、運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障を生じるおそれのないよう必要な措置を講じること。
- ・運搬車、運搬容器及び運用パイプラインは産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- ・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものを収集又は運搬する場合には、破碎することのないような方法により、その他の物と混合するおそれのないように区別して行うこと。

2. 産業廃棄物の積替えは次のように行うこと。

- ・周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えの場所であることの表示がなされている場所で行うこと。
- ・積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じること。
- ・積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ・石綿含有産業廃棄物の積替えを行う場合には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

3. 産業廃棄物の収集運搬過程における保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合を除き、行ってはならず、保管基準に準じて行うこと。

- ・あらかじめ積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ・搬入された産業廃棄物の量が、平均搬出量の7日分を超えないこと。
- ・搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

4. 車両の側面に産業廃棄物収集運搬車両であること、事業者の氏名または名称を定められた方法で表示すること（許可業者が運搬する場合は、事業者の氏名または名称および許可番号下8桁を定められた方法で表示）。

5. 許可業者が運搬する場合は、運転中に車輻に許可証の写し及びマニフェストを備え付けておくこと。 （電子マニフェストの場合、マニフェストの代わりに、電子マニフェスト加入証、及び携帯電話で必要事項が見られれば可。）

6. 運搬時に備え付ける書面には、次の項目を記載すること（許可業者は不要）。

- ・氏名または名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

注）船舶を用いて収集運搬を行う場合の基準は、略